企画・制作 読売新聞東京本社広告局　広告

「歯科口腔保健の推進に関する法律」成立記念シンポジウム 開催

生きる力を支える 歯科医療の実現に向けて

私たち人間の"食べる""話す"といった活動のもととなる歯と口腔機能の健康を保つことが、生涯を通じて全身の健康につながるという認識のもと、昨年8月に制定された「歯科口腔保健の推進に関する法律」。この新しい法律の基本理念と意義を分かりやすく解説し、今後の歯科口腔保健のあり方を考えることを目的とした、日本歯科医師会主催によるシンポジウムが2月11日、東京国際フォーラムで開催された――。

●対談「食といのち」

辰巳 芳子（料理研究家）
大久保 満男（日本歯科医師会会長）

「よい食材を伝える会」会長や「確かな味を造る会」最高顧問を務めるなど、日本のみならず世界の食と食にまつわる文化への深い造詣をもつ料理研究家・辰巳芳子さん。日本歯科医師会の大久保満男会長を聞き手に「食といのち」をテーマにした対談が行われた。

「料理する」とは 自らの知識や経験を五感で一つにまとめること

大久保　辰巳先生は著書などで、「料理」と「料理する」ということは、別であるとおっしゃられています。その違いとは何でしょうか。

辰巳　「料理」とは、人の命を守り育てる食べ物の食べ心地を作ることです。「料理する」というのは、食材や作り方に対する知識、味に対する統計などのすべてを含めて、その根にあるものと自分の五感をひとつにして仕事をすること。これは料理に限らず、芸術などあらゆる世界についても言えることだと思います。

大久保　例えば、食材の選び方や組み合わせでどんな料理を作っていくかは、技術や経験・知識でできます。さらにそれを五感をすべて使ってまとめることで料理が完成するんですね。

辰巳　また、料理というのは刻々と鍋の中で材料が変化します。だから瞬間的な判断が必要なんですね。五感を育てながら自分の経験の訂正をしていく」ということができるんです。

大久保　歯科医療の場合、知識と経験から治療のための選択肢を決断します。そして、最後に自分の口に入ったものをおいしいと感じることができる、その役割の下支えをするのが歯科医の仕事とも言えますね。先生が提言されている「食べることは、ヒトが人になること。それが生きることの本質」という言葉にもつながりますね。

辰巳　何億年という長い人類の歴史の中で人が行きつくところ、そして自分の命の目指すところを考えるのが人であると思います。しかし残念なことに、現代の日本人はそういったことが疎かになっているのではないでしょうか。

それぞれが呼応し合う 生きること、食べること

大久保　歯科口腔保健の推進に関する法律の趣旨は、他者への思いだと思います。80歳になっても、いきいきとしっかり物事を考えられる人生を送れたら嬉しいですね。

辰巳　大切なのは、相対するものの本質と常に向き合うことですね。料理は食材と方法論の組み合わせですが、そこに絶対の方法はありません。変えていく必要のあるものは変えていくこと。そして、変わるべきものと守るべきものを明確に見据えるべきです。

大久保　私は、歯科医療は生活の医療だと捉えていますが、改めて生活という言葉の定義を考えました。そして、食べることと生きることは呼応し合い、命に花を咲かせる営みが生活であるならば、その努力の手助けをするのが私たち歯科医の仕事だと感じました。

辰巳　生活というのは生きることの柱だと思います。それは日々の暮らしの集積と言ってもいいのではないかと思います。

大久保　人間だけが自分の日々の営みを考える生き物ですよね。歯科医師として東日本大震災の被災地に入ったことで、人生を本当に真剣に考えました。家族を失い明日からどう生きようかと、自分の人生の歩みを考えている方々にも出会いました。平時にはそのように思い至らないけれど時々立ち止まって自分が歩んできた道を振り返り、その一つひとつの集積の上に未来があると考えていくと、とても重いことですね。

辰巳　そうですね。「生命」は生物学的な解釈の範囲の言葉ですが、「いのち」とは、魂をも含めた人間の全存在なのではないでしょうか。そして、その意味を生涯をかけて考えるのが人間なのだと思います。

●法律制定・趣旨説明

小椋 正之（厚生労働省医政局歯科口腔保健推進室長）

「歯科口腔保健の推進に関する法律」は、国民が健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康が重要な役割を果たすという考えのもと、歯科疾患の予防など口腔の健康保持のための施策を国を挙げて推進することを目的としています。この法律では、施策に関する基本理念をはじめ、国および地方公共団体、歯科医療関係者、事業者のほか、国民一人ひとりに対しても口腔の健康維持のための責務を課すことが規定されています。本法に基づき、国は歯科口腔保健の推進のための方針や目標、計画などの基本的事項を策定し、都道府県も基本的事項を策定するよう努めることとされています。また、都道府県や保健所が設置されている市や特別区に口腔保健支援センターを任意で設置するなど、歯科口腔保健を推進するための体制が整えられていくと考えています。

●パネルディスカッション「生きる力を支える歯科医療の実現に向けて」

●コーディネーター
南砂（読売新聞東京本社編集局医療情報部長）

●パネリスト
泉田 裕彦（新潟県知事）
赤塚 俊昭（健康保険組合連合会常務理事、デンソー健康保険組合常務理事）
小椋 正之（厚生労働省医政局歯科口腔保健推進室長）
富野 晃（北海道歯科医師会会長）
佐藤 保（日本歯科医師会常務理事）

歯科口腔の健康向上の努力義務を国民をはじめ、国や地方自治体、歯科医療関係者に課した新法。この法律の制定によって、我が国の歯科医療を取り巻く環境は今後どう変わっていくのか。さらに歯科医療が私たちの"生きる力"を支えるために何ができるのか。パネルディスカッションでは各関係団体の代表者が出席し、さまざまな意見を交換した。

豊かな食生活と充実した人生を送るために

南　昨年8月に「歯科口腔保健の推進に関する法律」が制定されました。この法律にはどのような意義があり、私たちの生活をどう変えるのか。そして、私たちはこれからこの法律をどのように考えていけばいいのでしょうか。

小椋　厚生労働省では、この法律についての基本的事項を策定しているところです。これに基づき、平成25年4月から各都道府県でも基本的事項が策定されていくことが想定されますが、これは努力義務なので都道府県ごとにそれぞれの地域の実情に応じて対応は分かれるでしょう。しかし、今回の法律とは別にある「健康増進法」に基づいて、歯の健康に関する計画は策定しなければなりません。これらの基本的事項や計画の中で、例えば12歳以下のう蝕を何本以下にするなど、自治体ごとに目標値が設定されていくことになると思いますので、個人の生活の中では直接的、間接的にも今後影響が出てくるでしょう。

泉田　この法律の意義は、すべての国民が健康で長生きをし豊かな食生活と充実した人生を送りましょう、という合意ができたことだと思います。努力義務ではありますが、義務である以上はそれが果たせる体制を整えていくことが重要になってきます。特に、成人後の歯の健康をどう守るかが大きな課題だと思います。

富野　大雑把な計算になりますが、平均寿命からマイナス6年程度が健康寿命だと言われています。そして、またそこからマイナス6年が歯の寿命だとされています。つまり、歯の寿命が健康寿命を支え切れていないのが現実なのです。今回、このような法律ができたことによって、一生涯を通じて健康寿命＝歯の寿命となるようにしていきたいです。そうすれば、健康寿命も自然と上がっていくのではないかという期待を抱いています。「痛くなったら歯医者に行く」という、これまでの歯科文化が、この法律によって変わっていけばいいなと思います。

赤塚　国や地方行政、専門家、関係者、国民に歯科口腔保健推進の努力義務が課せられたのが本法律ですが、その中心にある国民が何をすべきかが重要だと考えます。健保組合の立場としては、歯科検診に行ってください、という一言に尽きます。私どもが30年前から検診を行ってきたデータ分析で、歯の健康と全身の健康には因果関係があることが実証されました。この法律制定により、歯科検診は国民の義務なんだと思ってご対応いただきたいです。

地域の施策に活用できる歯科検診の重要性

佐藤　全国でもいち早く取り組みを始めた新潟県や北海道では、歯科口腔の健康に関する条例が既に策定されていますが、それらの条例と今回の法律は補完する関係にあると思います。お互いに補い合うことによって、地域のために役に立つことができます。さらに、歯科検診によってあらゆる問題点を抽出・解析し、その集積の中から解決策を提示していくべきでしょう。皆さんが検診を受けた結果を、地域の施策に生かしていくことが大事だと思います。

富野　どの分野に税金を投入すると、どんな効果があるのかを分析する医療経済学を歯科保健医療に応用するには、例えば特区を設けて実験を行い、データを集めてその効果を見極める必要があります。そして、効果が認められれば、そこにしっかりと予算を盛り込んでいく。歯科保健医療には、こうしたことがまだ遅れていると思います。因みに歯科保健に対する国の税金投入は国民一人当たり5～6円です。この点を改善する必要があるのではないでしょうか。

泉田　健康とは何なのかを考えたときに、歯は歯、がんはがん、糖尿病は糖尿病といったように分けられないものだと思います。私たち一人ひとりが健康で豊かに過ごせる社会を形成していくために、この法律が基盤となり、総合的な調整力を国に発揮していただくことを期待しています。

南　社会の制度は公費で賄われているものです。つまり、納税者である私たち国民の意識も非常に大事だということですね。

一人ひとりの意識と法基盤で健康と長寿を謳歌できる社会を

赤塚　医療の検診データは全部記録が残っていますが、歯科の検診データは残っていません。歯科の場合には、その場だけの検診で終わってしまっているのが現状なんです。検診結果を客観的なデータとして残せるような、バックアップ環境の標準化ができれば科学的な分析や、より効率のいい歯科口腔保健の向上に役立てられると思います。

小椋　厚生労働省では、昨年8月に歯科口腔保健推進室を設置し、今後の歯科口腔保健をできるだけ進めていきたいと考えています。国の施策についても計画的に実施・推進をしていき、国民の口腔の健康だけでなく、最終的には全身の健康に寄与していきたいと考えています。しかし、それを支えるのは国民の方々です。皆さん一人ひとりの意識が変わると、それが必然的に世論となり、国の流れにもなっていきますので、ご協力をお願いします。

南　この法律は、大久保会長も言われたように、法律という堅苦しいイメージのものではありません。すべての国民が、健康で長寿を謳歌できる社会を作ることを後押しするものです。「法律は必ずしも人を縛るものではなく、人を守り、生かすもの」という法学者の言葉を聞いたことがあります。まさにこの新しい法律こそ、歯科保健の推進を通して私たちを守ってくれるものだと思います。

社団法人 日本歯科医師会　http://www.jda.or.jp/（お問い合わせ：TEL.03-3262-9322）